

## 令和7年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和7年度に所轄の社会福祉法人36法人（令和7年4月1日現在）のうち14法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

### 監査実施状況一覧

対象数	実施数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
36 法人	14 法人	14 法人	法人運営 41 件	8 法人	法人運営 10 件
		55 件	事業 0 件 管理 14 件	16 件	事業 0 件 管理 6 件

※文書指摘・・・国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

### 主な文書指摘事項及び講評

#### ■法人運営

- 定款施行細則について、定款では「定款の施行についての細則は、理事会において定める」と規定しているが、定款施行細則を定めていなかった。定款の規定に基づき、定款施行細則を制定すること。

根拠：ガイドライン I-1-1

#### 【講評】

⇒定款に記載のあるとおりに事務を執行してください。

- 評議員会を2回続けて欠席している評議員が見受けられた。評議員が出席できるよう評議員会の日程について、事前に調整するなど工夫すること。

なお、引き続き評議員会への出席が難しい場合は、評議員の交代を検討すること。

根拠：ガイドライン I-3-(1)-2

#### 【講評】

⇒やむを得ない場合を除き、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合は速やかに是正してください。

- 就任した理事、監事及び評議員について、欠格事由に該当しないことを確認する書類等を候補者から徴しておらず、確認できる他の資料もなかった。理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴し、その妥当性を確認すること。

根拠：ガイドライン I-3-(1)-2、I-4-(3)-1、I-5-(2)-2

#### 【講評】

⇒理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴取し、その妥当性を確認してください。

●法第45条の28第3項に規定する計算書類等は、備置き及び閲覧に係る規定との関係上、理事会の承認を受けてから2週間（中14日間）以上の間隔を確保しなければならないが、定時評議員会は2週間（中14日間）以上の間隔を確保していなかった。

根拠：ガイドライン I-3-(2)-1

【講評】

⇒定時評議員会の開催日は、理事会開催日から2週間（中14日間）以上の間隔を確保してください。

●評議員会の招集（決議の省略を含む）に際し、日時及び場所等を理事会の決議によらず定め、招集の決定をしているものが見受けられた。評議員会の招集については、理事会の決議を経ること。

根拠：ガイドライン I-3-(2)-1

【講評】

⇒評議員会の招集については、理事会で決議してください。

●評議員会について、1週間前（中7日）（以下「期日」という。）までに招集通知を送付しなければならないが、期日までに通知していなかった。

根拠：ガイドライン I-3-(2)-1

【講評】

⇒評議員会の開催に当たっては、期日までに招集通知を送付してください。

●理事について、就任承諾書を徴していない者が見受けられた。理事の選任にあたっては、その就任の意思が確認できる書類を徴すること。

根拠：ガイドライン I-4-(2)-1

【講評】

⇒就任の意思が確認できる書類を徴取してください。

●監事には、理事会への出席義務があるところ、監事全員が欠席しているにもかかわらず、開催されていた。

根拠：ガイドライン I-5-(3)-1

【講評】

⇒監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っており、理事の職務の執行を監査するほか、理事会への出席義務の履行が求められていることから、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行ってください。

- 理事会について、招集通知を省略する方法により開催していたが、理事及び監事全員から同意を得たことを確認できる資料がなく、議事録にも記録されていなかった。

根拠：ガイドライン I-6-(1)-1

【講評】

⇒招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員の同意について、同意書を徴取する又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、確認できるようにしてください。

- 決議の省略による方法で行った理事会について、理事長が議案に同意したことを示す書類が見当たらなかった。決議の省略による方法で開催する場合、理事長を含む理事全員の同意書と監事全員の異議がない旨の確認書を徴すること。

根拠：ガイドライン I-6-(1)-2

【講評】

⇒理事長を含む理事全員の同意書を徴取してください。なお、監事からは同意書ではなく、提案に対し異議がない旨の確認書を徴取してください。

- 理事会において、決議に特別な利害関係を有している理事が加わっていないかを確認していない記録が見受けられた。理事会の決議には、決議に特別な利害関係を有する理事が加わることができないため遺漏なく確認すること。また、議事録に確認した旨の記録も残すこと。

根拠：ガイドライン I-6-(1)-2

【講評】

⇒決議において、特別な利害関係を有している理事が加わっていないことを確認し、議事録にも記録してください。

- 理事会において、理事長の業務執行状況の報告がなく、議事録にも記録されていなかった。定款の規定に基づき、理事長は理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）自己の職務の執行の状況を報告すること。また、報告した内容は議事録に記録すること。

根拠：ガイドライン I-6-(1)-4

【講評】

⇒理事長の業務執行状況は対面で報告を行ってください（書面開催での報告は不可）。また、議事録にも遺漏なく記載してください。

- 理事の報酬について、役員等報酬規程どおりの支給としていなかった。実態に合わせて役員等報酬規程を改正する等、役員等報酬規程に基づき支給すること。

根拠：ガイドライン I-8-(2)-1

**【講評】**

⇒役員報酬については、報酬規程どおりの支給としてください。

なお、評議員会等出席のための交通費について、実費相当額を超えて支給する場合には報酬等に含まれますのでご注意ください。

**■管理**

- 経理規程について、会計基準省令で規定する「15合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がなかった。経理規程は、法令及び通知に基づき規定すること。

根拠：ガイドラインⅢ-3-(2)-1

**【講評】**

⇒各種規程等については、最新の法令及び通知に基づいた内容としてください。

- 経理規程において、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないが、毎日、照合を行っていなかった。経理規程に基づき適正に事務処理をすること。

根拠：ガイドラインⅢ-3-(2)-1

**【講評】**

⇒経理規程に基づき、適正に事務処理をしてください。

- 定款施行細則において、委託契約の予定価格が1,000万円を超える場合は、理事会で決議しなければならないが、理事長専決としていた。

また、経理規程において、予定価格が1,000万円を超える場合は一般競争契約又は指名競争契約によって契約業者を決定しなければならないが、1者による随意契約で処理をしていた。

根拠：ガイドラインⅢ-3-(2)-1

**【講評】**

⇒定款施行細則等各種規程に基づき適正に事務処理をすること。なお、理事長の専決権を判断する際の契約額は「契約期間の総額」によること。

契約については、経理規程に基づき根拠を明確にした上で事務処理を行うこと。なお、自動更新条項により複数年にわたり継続している契約については、定期的に契約内容の見直しを行うなどし、適正な契約の維持に努めてください。

- 法人の代表権を有する者の氏名、住所及び資格の登記について、変更が生じたとき（重任の場合も含む）は2週間以内に変更登記をしなければならないが、期限までに登記がされていなかった。また、資産の総額の変更登記について、毎事業年度の末日から3月以内に変更登記をしなければならないが、期限までに登記されていなかった。

根拠：ガイドラインⅢ-4-(4)-3

**【講評】**

⇒期限までに登記をしてください。

**【根拠】**

法                  : 社会福祉法

ガイドライン      : 「指導監査ガイドライン」